

令和8年度寒河江市立病院事業会計予算説明書

令和8年度の市立病院事業会計予算は、地域の医療ニーズに的確に応え、回復期機能の充実を図り市民がいつでも安心して受診できる病院づくりを進めながら、病院経営の健全化に向けた編成をいたしました。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数を98床、うち一般病床を56床、療養病床を42床、年間患者数を入院32,120人、うち一般病床患者数を17,520人、療養病床患者数を14,600人、外来患者数を50,820人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に1億3,300万円、施設整備事業に3,200万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額が21億2,000万円で、うち医業収益は17億7,545万8千円、医業外収益は3億4,454万1千円、特別利益1千円を計上いたしました。支出総額は22億4,000万円で、うち医業費用は22億2,546万3千円、医業外費用は1,333万7千円、特別損失20万円、予備費100万円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額が2億3,470万3千円で、うち企業債1億2,500万円、他会計負担金1億970万円、固定資産売却代金1千円等であります。支出総額は2億9,933万4千円で、うち建設改良費は1億6,500万円、企業債償還金1億2,953万4千円、投資480万円を計上いたしました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を3億7,060万円と定め、第10条は、一般会計からの補助金額を1億3,940万円と定めるものであります。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を3億円と定め、第12条は重要な資産の取得として機器及び備品の電子カルテサーバー等の購入を行うものであります。

以上、予算の大要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議のうえ御可決くださるようお願い申しあげます。